

## 声明 — マイナンバー法とその改正案に強く反対する —

2015年5月14日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)

福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

(1) 安倍政権は、国民監視と管理を強化するマイナンバー法の改正案を、今国会の5月中にも成立させようとしています。私たちはこの法律の改正はもとより、マイナンバー法それ自体に強く反対します。

マイナンバー法は、税と社会保障と災害分野に利用を限定すると宣伝されて、2013年に成立しました。法の施行は今年10月の予定で、まず国民一人ひとりとあらゆる団体に番号をつけて通知がなされます。法の附則には、その利用範囲の拡大について、「この法律の施行後三年を目途」とすると明記されていました。ところが、まだ施行されていないにもかかわらず、安倍政権は、銀行口座とメタボ健診等の医療情報をマイナンバーで管理する法改正案を提出しました。マイナンバーの利用範囲を、金融分野と医療分野に一举に拡大すると同時に、「民間利用」にも広げようとしているのです。

(2) 安倍政権は、昨年6月に閣議で決定した『世界最先端IT国家創造宣言改定』において、パーソナルデータの利活用の推進とともに、マイナンバーの利用範囲の拡大を宣言し、金融分野や医療分野、「民間サービス」をマイナンバーで管理することをうちだしました。さらに、2016年1月から任意で交付を開始するとしている「個人番号カード」(顔写真とマイナンバーを記載したもの)に、健康保険証の機能を加えて「公的身分証明書」として国民全員に保有させることや、マイナンバーで管理する情報以外の「個人情報」の提供にもマイナンバー制の情報連携システムを活用することなども、もくろんでいます。さらに、マイナンバー法の改正案とともに、個人情報保護法の改正案も国会に提出しています。同改正案では、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴」という機微情報を、「要配慮個人情報」と新たに規定し、これを企業が取得できる例外規定も盛りこんでいます。

(3) 今回の二つの改正案は、国家がマイナンバーを使って一元的に国民と諸団体に関するあらゆる情報を名寄せ、突合せ(データマッチング)、保有、蓄積し、自由に利用・活用することを可能とする道を切り開くものです。これは、すべての国民と諸団体を監視し管理する体制の強化を狙ったものにほかなりません。思想や信条の自由、プライバシーの権利などを保障する憲法に、真っ向から反するものです。また、安倍政権は、マイナンバー制を利用することによ

って、国家の「財政危機」のもとで、国民の所得・経済状況を全面的に掌握し、社会保障費を削減するとともに、他方で増税と徴税を徹底的におこない、膨大な軍事費を確保しようとしています。

(4) 私たちは、これまで、マイナンバー制は高度情報化社会における「国民総背番号制」そのものであることを明らかにし、強く反対してきました。安倍政権は、特定秘密保護法の「適性評価」にマイナンバーを利用する準備をいま進めています。私たちは、戦争する国づくりをささえる国民監視と管理のためのマイナンバー制の本格的運用に反対します。「切れ目のない安全保障」と称するものは、平時から有事にいたる「切れ目のない国民監視」と一体のものにほかなりません。マイナンバー法・個人情報保護法とその改正案をただちに撤回することを、私たちは安倍政権に強く求めます。

#### 【解説】

**安倍政権は、マイナンバー法制定時からマイナンバーをあらゆる行政分野と民間で利用することを狙っていた**

「政府は、この法律の施行後三年を目途として……個人情報番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようになることその他のこの法律の規定について検討を加え……所要の措置を講ずるものとする」(マイナンバー法附則第六条)

#### 「個人番号カード」は政府発行の

##### 国民IDカード(身分証明書)

「個人番号カードに健康保険証を早急に取り込んでいく政府の方針は決まっている」「これまでは制度開始後5年間で個人番号カードが2、3割普及すれば上出来と思わ

れていたかもしれないが、あつという間に8、9割になる」(向井治紀・内閣府大臣官房番号制度担当室長―昨年7月30日「日経コンピュータ」開催の講演会での発言)

#### 個人情報保護法改正の狙いは

##### 「個人情報」の利活用

個人情報保護法改正案では、「目的」(第一条)に、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会……に資するものであること」という一文が追加され、今回の改正の狙いが、「個人情報」を「保護」することではなく、逆に政府と企業のための「個人情報」の利用・活用にあることが鮮明に示されました。この「目的」の変更にもふまえて、企業は取得した「個人情報」を「匿名化」さえすれば(「匿名加工情報」)本人の同意なく第三者に提供できるとする規定も新たに盛りこまれました。